

日税連が平成 21 年度税制改正に関する建議書を提出

日本税理士会連合会はこのほど『平成 21 年度・税制改正に関する建議書』を財務省・国税庁などの関係官庁に提出した。項目は各税目ごとに多岐にわたっているが、中でも注目されるのが「相続税の課税方式の遺産取得課税への変更」である。

現行の相続税課税は「法定相続分課税方式による遺産取得税方式」を採っており、この方式では各相続人は自己が取得した相続財産だけではなく、他の相続人が取得した全ての相続財産を把握しなければ、自己の納付税額が計算できないことになる。このため、相続について紛争等があり、全ての財産が把握できないときには適正な申告が出来ないことになる。このような理由などから日税連では遺産取得課税方式への変更を建議している。

この他、相続税に関連した項目としては

- ・ 取引相場のない株式等に係る納税猶予制度のあり方
- ・ 財産評価の法定化
- ・ 連帯納付義務の廃止

などが注目されている。

